

守成クラブ東京立川会場 美容健康部

規約

第1条（名称）

本部の名称は「守成クラブ東京立川会場 美容健康部」とします。

第2条（目的）

本部は、美容・健康業に携わる会員が連携し、以下の目的のために活動を行います。

一般顧客の集客支援

会員間のサービス理解と紹介の促進

地域社会への貢献と認知度向上

公正かつ協力的な関係構築

第3条（参加資格）

本部の参加資格は以下の通りとします。

守成クラブ東京立川会場の正会員・準会員であること

他会場のゲスト参加は正会員であれば認める

美容・健康関連業を営んでいること

本規約に同意し、円滑な協力関係を築けること

第4条（禁止事項）

以下の行為を禁止します。

1. 勧誘行為の禁止

美容健康部の活動中、会合中、または活動を通じて接触するお客様に対し、美容健康部とは無関係な商品・サービス・ビジネス等の勧誘を一切禁止します。

ネットワークビジネス（MLM）の勧誘は美容健康業界においても一切禁止します。

2. 個人の商材選択と団体活動の分離

個人が自身の店舗や事業において使用・取り扱う商材の選定や購入方法は個人の自由とします。ただし、美容健康部の名称や活動を利用して、特定の商材の販売・勧誘・宣伝を行うことは一切禁止します。

3.お客様保護に関する規定

美容健康部員として活動するにあたり、お客様に対する強引なサービスの提供、迷惑行為、その他不適切な言動は厳に慎むものとします。

4.透明性の確保

美容健康部は、美容・健康業界の発展と部員同士の相互協力を目的とした団体であり、特定の商材の販売促進や投資勧誘等を目的とした活動は一切行わない。

5.具体的な禁止事項

美容健康部の名簿や連絡先情報を、当団体の目的以外で利用すること（営業・勧誘・第三者への提供など）

活動で得た個人情報を利用し、後日個人的な営業・勧誘を行うこと

美容健康部の名称・活動・看板等を利用した営業活動を行うこと

利益目的での部内営業活動

公序良俗に反する行為

規約違反または協調性を著しく欠く行動

※違反があった場合、協議の上で活動参加停止・除名の対応を行う場合があります。

また、その対応に必要な費用が発生した場合は、当事者に対し実費を徴収する場合があります。

第5条（運営体制）

本部は顧問および部長によって運営されます。

部長は活動提案・調整・連絡などの役割を担います。

必要に応じて会議・グループチャット・勉強会等を開催します。

第6条（改定）

本規約は、メンバーの合意に基づき、必要に応じて随時改定します。

附則

本規約は2025年7月1日より施行する。

改訂履歴

2026年2月28日 第3条改訂